

住まいに関する支援制度一覧

市町村名: 高崎市

	区分	事業名称	融資・助成の対象となる(工事)内容	対象(者)要件	限度額	融資利率 (利子補給の場合は 利子補給率)	融資期間	申請/募集 時期	募集枠	担当課	電話番号 (申込・問合せ先)	HP掲載(リンク先)	その他
リフォーム資金	融資 利子補給 助成	高崎市住環境改善助成事業	○市内において本人かその世帯員が所有し、また実際にそこに居住している住宅の工事 ○市内の施工業者(市内の住所表記で見積書、領収書を発行できる業者)を利用する工事 ○住宅本体の機能、住環境向上のための改修、修繕、模様替えなどの対象となる工事	○高崎市に住民登録をしていること ○世帯の中に市税を滞納している者がいないこと ○世帯の中に前年の合計所得金額が400万円を超える者がいないこと	20万円	—	—	令和8年7月1日(水)から令和8年8月31日(月) (令和9年2月26日(金)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内(ただし、1世帯につき1回限り)	建築住宅課	027-321-1266	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/201401170758/	
耐震診断費 補強設計費 耐震改修工事費 耐震除却工事費	融資 利子補給 助成	高崎市緊急耐震対策事業	(建築物の条件) ○昭和56年5月31日以前に建築確認※を受けて建築された一戸建ての木造住宅であること ○階数が2以下で、延べ面積が500㎡以下であること ○併用住宅の場合は床面積の過半が住宅であり、住宅以外の部分が風営店舗でないこと ○在来軸組工法、伝統的工法 又は 枠組壁工法であること ○建築基準法に違反していないこと ○過去に本制度及び他の制度の補助金を受けていないこと (工事・設計等の条件) ○(耐震診断)日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく診断※であること ○(補強設計)耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された建築物を耐震改修により1.0以上とする補強設計であること ○(耐震改修工事)上部構造評点が1.0以上となる補強設計に基づいた耐震改修工事であること ○(耐震除却工事)耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満と診断された建築物本体を全て除却する工事であること	○市税を滞納していない個人であること ○建築物の所有者であること	○耐震診断費 耐震診断費用の50%(上限額5万円) ○補強設計費 補強設計費用の50%(上限額10万円) ○耐震改修工事費 耐震改修工事費用の80%(上限額140万円) ○耐震除却工事費 以下①②の低い方の金額の23%(上限額46万円) ①除却工事費用 ②除却建築物の延べ面積×1.5万円	—	—	令和8年5月11日(月)から令和8年11月30日(月)まで (令和9年2月26日(金)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/201609250012/	
屋根改修工事費	融資 利子補給 助成	高崎市緊急耐震対策事業	(建築物の条件) ○住宅(長屋、共同住宅を含む)で既存の屋根材が瓦※であること ※粘土瓦、セメント瓦、プレスセメント瓦、厚型スレート瓦等、概ね35kg/㎡以上のものが対象です ○併用住宅の場合は床面積の過半が住宅であり、住宅以外の部分が風営店舗でないこと ○建築基準法に違反していないこと ○過去に本制度及び他の制度の補助金を受けていないこと (工事の条件) ①又は②のいずれかの工事とする ①屋根材の軽量化工事 ・瓦屋根の全て又は各階の瓦屋根のいずれか全てについて、軽量な屋根材※へ置き替える工事であること ②屋根材の落下防止工事 ・瓦屋根の全て又は各階の瓦屋根のいずれか全てについて、ガイドラインに準拠した新たな瓦へ置き替える工事であること	○市税を滞納していない個人 又は 法人であること ○建築物の所有者又は建築物の所有者から同意を得ている者であること	屋根改修工事費用の50%(上限額100万円)	—	—	令和8年5月11日(月)から令和8年11月30日(月)まで (令和9年2月26日(金)までに完了報告書が提出できること)	予算の範囲内	建築指導課	027-321-1271	http://www.city.takasaki.gunma.jp/docs/2016092500012/	
太陽光発電設備設置費	融資 利子補給 助成	高崎市太陽光発電システム導入補助金	○住宅への太陽光発電システムの導入を支援するため、費用の一部を補助金として交付する制度	○自ら居住する市内の住宅に、太陽光発電システムを新たに設置し(または、市内の太陽光発電システム付きの住宅を購入し)、自ら電力会社と受電契約を結び、かつ余剰電力の買取契約を結ぶ個人 ○令和8年度中に太陽光発電システムに係る電力受給を開始し、かつ定められた申請期限までに補助金交付申請書を提出できる方 ○市民であり、市税を滞納していない方	○1kWあたり8,000円 ○上限4万円	—	—	令和8年7月1日から令和9年3月31日まで	予算の範囲内	環境政策課	027-321-1251	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/6849.html	
合併処理浄化槽設置費	融資 利子補給 助成	浄化槽設置事業費補助金	○合併処理浄化槽の設置者に対して予算の範囲内で補助金を助成する	○下水道の事業計画区域および農業集落排水処理施設の併用開始区域を除く市内全域に、現在「単独処理浄化槽」か「くみ取り槽」を使用している人が処理対象人員が10人以下の環境配慮型合併処理浄化槽を専用住宅に設置する方 ○住宅を継続的に使用し、市税に滞納のない方	高崎地域、群馬地域、新町地域、吉井地域 5人槽 新設扱い転換 150,000円 転換 330,000円 6~7人槽 新設扱い転換 190,000円 転換 410,000円 8~10人槽 新設扱い転換 250,000円 転換 540,000円 倉淵地域、箕郷地域、榛名地域 5人槽 新設扱い転換 160,000円 転換 350,000円 6~7人槽 新設扱い転換 210,000円 転換 440,000円 8~10人槽 新設扱い転換 280,000円 転換 580,000円 ※転換の場合、宅内配管工事に対し上限30万円まで追加補助	—	—	令和8年12月18日(金)まで	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/4503.html	
生ごみ処理機器設置費	融資 利子補給 助成	生ごみ処理機器購入費補助金	○家庭から出る生ごみを減量化または堆肥化するための機器を購入したものに 対し、予算の範囲内で購入費用の一部を助成する ○購入前に電話連絡すること ○購入後、3ヶ月以内の申請であること ○補助は年度内に1基まで(EMボカン容器は2容器まで)	○市内に住所を有し、かつ居住している者	コンポスト容器 4,000円 EMボカン容器 2,000円 電動式生ごみ処理機器 30,000円 ※上記すべて購入金額(税抜)の1/2	—	—	年間随時	予算の範囲内	一般廃棄物対策課	027-321-1253	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/36979.html	
住宅の取得に関する利子補給	融資 利子補給 助成	高崎市移住促進資金利子補給金制度	○高崎市倉淵地域、吉井地域、榛名地域への移住にあたり、住宅ローン融資を受け自ら居住するための住居(当該住居の敷地を含む)を取得する	○高崎市倉淵地域、吉井地域、榛名地域に自ら居住するための住居を取得し、実際に居住する方 ○居住直前に連続して1年以上、住宅を取得した地域以外に居住していたこと(同じ地域内の住み替えは原則対象外)	無し	上限無し	認定申請を行った日の翌月分の支払いから5年間の対象融資に係る利子全額	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	予算の範囲内	企画調整課	027-321-1202	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/3254.html	○補助金は電子地域通貨「高崎通貨」で交付
リフォーム資金 (重度身体障害者(児)住宅改修費助成制度等)	融資 利子補給 助成	高崎市重度身体障害者(児)住宅改修費補助	○重度身体障害者(児)が、玄関、廊下、階段、居室、トイレ、洗面所、台所などを改修するための費用を一部補助 ○新築、増築、借家については対象外	○上肢(両上肢に4級以上の障害のある者)障害1・2級、下肢・体幹機能障害1・2級(重複可)、視覚障害1級の障害者のある世帯 ○当該年度の市町村民税所得割額16万円未満(世帯合算)の世帯	50万円	—	—	年間随時 ただし、完了期限は年度内に 行う必要があります。	予算の範囲内	障害福祉課	027-321-1245	https://www.city.takasaki.gunma.jp/page/42659.html	○他に日常生活用具給付制度(住宅改修)も有り(上限20万円)